

6 加盟店による加盟店契約上の義務の違反を理由とする信販会社の損害賠償請求等

吉元利行

現代ビジネス法研究所 代表

【判決①】 東京高判令2・1・30 令元（ネ）4246号 損害賠償等請求控訴事件
2020WLJPCA01306020（原審）東京地裁令元・9・9 2019WLJPCA09098004

【判決②】 東京地判平31・4・19 平29（ワ）36559号 平31（ワ）2567号 精算金返還等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件 2019WLJPCA04198010

〔判決①〕

●——事実の概要

本件は、中古車販売店Y₂の代表者Y₁がBから紹介を受けたZ₁、Z₂名義のローン申込書を受け取りローン会社Xに取り次いだものの、Zらが契約を否認し、信販会社から契約違反として代金の返還を求められたのに対し、自動車はZらの名義で登録されZらの兄弟であるBに引き渡されているなどとして、債務不履行責任を争った事案である。

(1) Y₂は、Xと平成25年11月20日、顧客がXのローン制度を利用し、取扱店から商品（車両）を購入することを主たる内容とする取扱基本契約（以下「基本契約」という。）を締結したが、以下の規定があった。

i) 取扱店は、申込者等自身からクレジット申込書に氏名、住所、年収等の各事項を漏れなく自署させ、押印欄にも必ず本人から直接

押印を得ること。取扱店は、理由のいかんにかかわらず、申込者等が記入すべき欄に申込者等に代わって記入する、あるいは第三者を介して記入させてはならないこと（9条2項）。

ii) 取扱店は、商品等の引渡し期限までに、契約者に対し商品等の引渡しを完了すること（11条）。

iii) 取扱店は、契約者から支払停止の抗弁を受けた場合、速やかにこの抗弁事由を解消させること（17条1項）。取扱店は、抗弁事由の解消が不可能であるとXが合理的に判断したときは、Xに対し直ちに決済代金を返還すること（17条2項②）。

(2) 平成27年10月1日、Y₂は、基本契約に基づき、Z₂にトヨタプリウス（代金300万円）、同28年3月28日にZ₁にトヨタプリウス（代金300万円）をXのクレジット制度を利用して販売した。しかし、Z₁・Z₂（以下「参加人」という）が、申込書に自署押印をしていない、印影や電話番号も異なる、自動車の引き渡し

を受けていないとして、Xに対しローン契約の成立を否認し、抗弁を主張した。そこで、Xは、Y₁・Y₂に対し、基本契約の債務不履行による損害賠償又は契約上の条項に基づく金員の返還請求として、Z₂名義のクレジット残債務の292万4291円とZ₁分の代位弁済金271万6749円合計564万1040円支払を求めた。

これに対し、Yらは、①参加人らから、運転免許証の写し、自動車の登録に必要な住民票・印鑑登録証明書・保管場所使用承諾証明書、委任状が提出されていることから、参加人らの主張は信用し難い。②Xは、納車を立証する資料の提出を求めるなど納車の実態を把握するような監督を行っていなかったのであるから、信義則上、Y₂に対し損失の転嫁を求めることは許されないなどと主張した。

争点1. Y₂に基本契約9条・11条の債務不履行があったといえるか。

争点2. Xは、Y₂に対し、基本契約17条に基づく請求をすることができるか。

争点3. XがY₂に請求することのできる金額。

●——判旨

請求一部認容

(1) 原審は、Y₁がBから自動車の修理・購入を行う客を紹介してもらい、紹介料を支払っていたこと、Z₁・Z₂分も署名捺印済みのローン申込書と運転免許証のコピーをB経由で受け取り、自動車の納車もBに行っていたこと、参加人らの自署捺印や自動車の受け取りなどを否定する証言などから、Yの基本契約違反の事実を認め、その債務不履行による損害として、Xが出捐した立替金300万円及び代位弁済し271万6749円から振込のあった84

万1829円を控除した残額487万4920円の支払いを命じた。そこで、Yらが控訴した。

(2) 控訴審でYらは、①Bに対して本人からローン申込書に署名をもらうよう指導していたこと、運転免許証の写しの添付があり、署名と印影が参加人らによるものでなかったことに落ち度はなく、9条に違反していない、②自動車は移転登録されており、引き渡しは完了しており11条の契約違反はない。③Bと参加人は兄弟で、Z₁は振込用紙で支払をし、Z₂は自動車税の納税通知書を受領しているから、参加人は、契約の名義人となることを承知または、追認したといえ、支払停止の抗弁を主張することは信義則上許されないなどと主張した。

また、④振込用紙の送付先をXが変更に応じたこと、Xが参加人と接触し、協力を求めていれば自動車の引き渡しを中止できたとして9割の過失相殺を主張した。

(3) しかし、控訴審は、Y₂は、Bに具体的本人確認の方法を指示せず、仮に指導していたとしても、履行補助者というべきBが自署捺印を得ていない以上、責任は免れない。移転登録を引渡しと解する余地はない。また、住所変更の申出に対して本人確認しなかったXに、直ちに過失があるといえず、自動車の引渡し期限を踏まえると、対応は困難であったといえ、過失相殺は認められないとして、控訴を棄却した。

[判決②]

●——事実の概要

本件は、顧客Y₂から高級時計2個の予約を

受け、頭金500万円を受領したY販売店が、Y₂から時計の売買契約を変更し、立替払委託契約の名義人をDとする提案を受け、D名義のクレジット契約書を受け取り、信販会社Xに提出して契約を成立させたところ、Xから真実の契約者はY₂であるとして加盟店契約の告知義務違反による立替金等の返還請求とY₂に対し不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

(1) 原告Xは、Y販売店と平成15年10月11日クレジット取扱に関する加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）を締結したが、以下の行為が禁止され、違反したときは残債務相当額及び販売促進費を返還する旨規定されていた。

(a) クレジット契約上の顧客以外に真実の契約者がいること、あるいはそれらの疑いがあることを知りながら、その事実を直ちにXに通知せず、申込みを黙認したとき。

(b) 顧客等の住所、氏名、職業、電話番号、勤続年数、勤務先、収入、資産関係等Xの行う信用調査の重要事項について虚偽又は虚偽の疑いがあることを知りながら、その事実を直ちにXに通知せず、顧客のXに対する申込みを黙認すること。

(c) Xが所有権を留保する当該商品等を、許可を得ず、自ら買い取り、又は第三者に売却するために仲介若しくはこれに類似する行為をし、もってXの留保所有権を侵害すること。

(d) 顧客に対して商品等の引渡し又は提供をしないとき。

(2) Dは、平成29年1月19日Y販売店から高級腕時計2本（代金2690万円）を購入する契約を締結し（以下「本件売買契約」という。）、

その売買代金についてY₂が支払った頭金500万円を除いて、同日Xとの間で立替払委託契約（10回払い）を締結した。Xは、立替金2190万円と販売促進費21万9千円をY販売店に支払った。ところがDは初回分226万6830円を支払ったのみで、平成29年5月19日付で破産手続開始・免責許可の申し立てを行った。Y販売店は、時計1個は、Y₂に引き渡したが、残り1個は、Y₂にも、Dにも引き渡していない。

そこで、Xは、D名義の契約に関して、Y販売店に禁止行為に該当する行為があったとして、残債務額と販売促進費の合計2061万2100円及び遅延損害金の支払を求めた。

また、Y₂に対しては、真実の契約当事者ではないD名義で立替払委託契約を締結させた詐欺行為、及びXの商品の留保所有権を侵害する行為が不法行為にあたるとして、損害賠償金2061万2100円及び民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(3) これに対し、Y販売店とY₁は、^アXが過剰与信防止義務違反行為を隠ぺいすべく本件請求に及んでいること^イ立替払委託契約の契約書に署名、押印し、分割金を支払ったDが「真実の契約者」であり、名義貸しなどない。^ウ虚偽申告はしていない^エ未引き渡し商品は、いつでも引き渡し状態にあるなどとして、全面的に争った。

また、Y₂は、Dが、自ら各商品の購入主体となる認識・意向をもって立替払委託契約を締結し、契約当事者として分割払いも行っているのであるから、名実ともに立替払委託契約の契約者であり、Y₂が真実の契約者であると評価すべき理由はない旨主張し、不法行為の成立を否認した。

争点1. Y販売店のXに対する本件各禁止行為等が認められるか。

争点2. Y₂のXに対する不法行為が認められるか。

●——判旨

原告の請求認容

(1) 裁判所は、禁止行為(a)の趣旨を以下の通り解釈した。すなわち、Xが名義人と異なる者との間で立替払委託契約を締結してしまうと、名義人が経済的に破たんした場合には、Xの不利益の下に真の当事者に利益が生じること、商品が名義人以外の者の下にあると、留保所有権による回収が困難となるなど予期せぬ損失等が発生する危険が高いことから、このような事態を防止し、加盟店が不告知の場合にはその損失を補償させる趣旨である。

そして、「真実の契約者」とは「名義人ではなくこの売買契約等において重要な行為を行い、実質的に経済的利益を得る者を指す」とし、経済的苦境にあるDから、本件貸金債務を回収しようとして、商品1点の引渡しを受けているY₂を「真実の契約者」と認定した。また、Y販売店は、立替払委託契約等の成立の経過を概ね把握しており、Y₂が真実の契約者であることを知っていたとして、禁止行為(a)違反を認定しクレジット残債務の支払いを命じた。

(2) Y₂に関しては、Y₂が実質のオーナーであるb社がa社(代表者D)に対し6億6千万円の債権を有していた(Dが連帯保証人)ところ、Dが経済的苦境にあり、あえて商品を自らの意思で購入する必要性がないこと、立替払委託契約はY₂が商品1点の引渡しを受け

た時期に締結されており、Y₂が主導して、代金の支払の負担をDに負わせ貸金債務の回収を図ることを目的として締結させたとするのが自然であること、商品はY₂が予約し高額な頭金まで支払っていたものであり、Y₂が商品の引渡しを受けていると事実認定した。

そして、XがY₂が「真実の契約者」であり、商品の引渡しを受けるのがY₂であることを知っていた場合には、Xは立替払委託契約を締結しない可能性が高いのに、Y₂は、「真実の当事者」であることを隠して当事者をDとしてXを欺いて立替払委託契約を締結させたものであり、不法行為を構成するとして、Y₂に未払残債務と販売促進費相当額の損害賠償請求を認めた。

●——研究

1. 事案の位置づけ

クレジット制度を利用した商品の販売では、何らかの理由で商品の購入者でない者が、本人が知らないうちにクレジット契約の名義人となることがある。何者かが、本人に成りすまして契約の申し込みを行う場合を、一般に「名義冒用」と呼ぶ。この場合、名義人は、契約責任を問われることはない。一方、真実の契約者に代わり、クレジット契約書等に自己の氏名等を記入することを承諾している場合を「名義貸し」というが、承諾に至った事情や受けた利益の程度などにより、法的な責任の有無が判断される。

取引真実とは異なるクレジット契約が発生してしまうと、当事者であるクレジット会社は、事実関係を確認するための調査にコストと時間がかかるだけでなく、最終的に立替金

を回収することができなくなるか、極めて困難になる。そこで、これを避けるため、クレジットを取り扱う販売店との加盟店契約において、申込者の自署・捺印を求め、真実の契約者ではないと疑われる場合の通知義務、クレジット契約書に記載された内容と異なる契約の締結禁止などの禁止事項を定め、適正なクレジット取り扱いを求めることが通例である。2つの判決は、販売店が第三者を介してクレジットを取り扱った結果、名義人から抗弁を主張され、債権の回収が困難になったことから、加盟店の債務不履行、又は契約に基づく損害賠償請求等がなされた事案である。

2. 第三者が仲介する契約

契約名義人と真実の購入者が異なるクレジット契約は、資金繰りに困った販売店が立替金の騙取目的で行うことが多い。しかし、最近では、契約名義人の知人等が商品の詐取等の目的で行うものが散見され、直近では①東京地判平30・4・17(2018WLJPCA04178006) ②東京地判平30・5・30(2018WLJPCA05308020) ③東京地判平31・3・13(2019WLJPCA03138011) などがある。

①は、高校時代の友人から、車を分割払いで購入して他人にリースすれば、代金を支払うことなく手数料を受取れるし、1年後は車を買取るとの勧誘を信じて、自動車現物を確認することなく、クレジット契約書に署名捺印し、実印と印鑑証明書1通を同人に交付して提携ローン契約を締結し、確認の電話に対しても、自動車を確認した旨回答した判決。②は、友人から紹介された者から、自動車ローンを組んで自動車を購入して1年後に譲渡してほしい、その間、ローンの返済資金等の負担をせず、無料で自動車を使用するこ

とができると勧められ、提携ローンの契約を行い、契約確認の電話に肯定的応答するだけでなく、自分で使用するなどの虚偽回答した判決。③は、知人から、ローンを利用して販売店から中古バイクを購入してレンタルすれば、対価としてレンタル料(ローンの分割払金+中古車購入代金の1%)の支払を受けとることができるとの勧誘を受けてローン契約を締結した判決である。

3件とも、第三者による詐欺といえる案件であるが、欺罔行為について販売店が悪意か、重過失でない限り、取消はできない(民法96条2項)ので、支払い停止の抗弁は認められない一方、契約名義人は経済的利益を受けていることから、判決で契約の不成立、取消、商品未納、詐欺などの抗弁を主張することは、信義則上認められず、名義貸し人に契約上の責任が認められている。

これに対し判決①では、名義人の氏名等が記載されたクレジット契約書が販売店に持ち込まれ、販売店は契約名義人と面談しないまま、クレジット会社に申込みがなされている。判決②では、当初の買主と代金の返済名義人が異なる異例な形態になっている。2事例は、このような異例な契約の成立を可能にした販売店の加盟店契約上の義務の懈怠とその結果発生したクレジット会社の損害について焦点を当てた珍しい判決といえる。

3. 加盟店契約の禁止行為の意義

判決①は、契約名義人を補助参加人として訴訟に参加させたうえ、その証言を得ながら、名義人と面談していない販売店が加盟店契約書に記載された自署・捺印等を確認していないこと、自動車を名義人に引き渡していないことなどの加盟店契約違反として、責任

を問う訴訟である。契約書を販売店に持ち込み、自動車の引き渡しを受けたのは、名義人の実兄であり、自動車が名義人名で登録されていることなどから、名義人の関与がうかがわれるものの、加盟店の債務不履行による損害賠償責任が認められている。

判決②は、名義人は真実の購入者Y₂から、自身が代表者で連帯保証する会社の債務の返済を迫られており、Y₂が購入した高級時計のローン契約の名義人になれば、代物弁済できる旨の提案を受けて行われたものである。判決②では、加盟店契約書の禁止行為等における「真実の契約者」の解釈が争われた。裁判所は、事情を知って契約名義人となることを承諾したDではなく、「売買契約等において重要な行為を行い実質的に経済的利益を得るものを指す」と解し、一連の経緯を知り、Y₂が真実の契約者であることを知って告げなかった販売店の契約違反を認めている。

いずれの事案でも、契約名義人の本人認証と購入意思の確認を行わず、商品の納入をしていないなど、販売店が必要な義務を果たしていない。

個別信用購入あっせんでは、購入者と与信業者は、原則として直接面談することなく、申込書に記載された事項を基に審査され、無担保で個人に対して信用が供与されるが、売買契約等を締結していない、成立していない、無効である、商品が引き渡しされていない、解除したなどの事由があると、割賦販売法35条の3の19において、購入者は、クレジット会社の支払い請求に対抗できるとの規定がある。また、割賦販売法で要請される適正な与信のためには、申込書に購入者の氏名や住所、生年月日、勤務先や年収など支払可能

見込額の調査に必要な情報を正しく記入してもらう必要がある。そこで、加盟店契約書には、クレジット申込書に申込者本人に自署・捺印させること、本人ではない疑いがあるときは、クレジット会社に通知するなどの基本的ルールが定められている。このルールが守られない場合、購入者のなりすましなどの不正な申し込みの余地が生じ、判決②の判決が指摘するように、契約名義人が真実の契約者と異なった場合は、予期せぬ損失等（債権回収や商品引き上げの困難さなど）が発生する。

本来、購入者と販売店間の売買契約と購入者とクレジット会社間の立替委託契約等のクレジット契約は、当事者及び目的を異にする別々の独立した契約であり、契約の相対効により、片方の契約における抗弁や契約の無効等の主張を他方契約の相手方に主張できないが、販売店とクレジット会社間の密接な取引関係の存在などを理由として、政策的に割賦販売法で抗弁の接続が認められている。したがって、クレジット会社は、販売店の販売・勧誘行為や債務履行状況等によっては、代金請求ができなくなるので、加盟店契約において、購入者の抗弁を受けないように適正な取扱義務、禁止行為等を定めるとともに、これらの規定に違反した場合の清算金等の返還、損害賠償責任を定めているのである。

しかしながら、判決①では、顧客紹介の実績があるとはいえ、申込書に記載された名義人に購入意思や諸手続き、納車の時期や場所などを直接確認しないまま、取次を行っている。判決②でも、500万円もの高額な頭金を支払った者とは異なる、未知の者がクレジット契約名義人になるという通常考えられない契約の取次ぎを行っている。いずれも、加盟

店契約に定められたルールに従えば、通常とは異なる扱いである旨告知すべきだったのに、クレジット会社の期待を裏切った所為といえ、その責任を追及されるのは当然であろう。

4. 損害賠償額の認定について

判決①では、販売店に対し、加盟店契約に定める義務の債務不履行、又は、抗弁を解消できなかった場合の返還義務を根拠にZ₂分の立替金と分割払手数料相当額とZ₁分として代位弁済額を加えた額から支払済額を控除したローン代金残額を請求したが、一部認められなかった。裁判所は、販売店が義務履行を怠らなかったとしたら、名義人はこれに応じないので、ローン契約が成立することがなく、Xも出捐することはないのだから、販売店の加盟店契約の債務不履行により被った損害額は、出捐額であるとした。また、加盟店が抗弁を解消できなかった場合の残債務額の返還請求の規定は、契約が有効に成立していることを前提とするものであるから、その前提を欠いて理由がないとされた。

一方、判決②においては、真実の契約名義人の告知義務違反を理由に加盟店契約の条項通り残債務額相当の損害を認められた。

契約成立の有無により、損害賠償額の差が生じているが、判決①も再考の余地がある。例えば、販売店は継続的なクレジット取次を行っていることがうかがえ、加盟店契約に反すること熟知しながら、あえて不告知により、紹介者Bとともにクレジット契約が有効に成立したとXを欺き、立替金を出捐させるだけでなく、名義人以外の者に自動車を引き渡して、Xの留保所有権を侵害する不法行為を行ったとして、クレジット契約が成立した場合の債権額相当額の損害賠償請求が可能な

案件とはいえないだろうか。

5. 名義人等の責任

判決①では、不正な契約を持ち込んだB、判決②では、事情があって、名義貸しに協力したDに訴訟上の請求が行われていない。

しかし判決①では、Bは兄弟の名義を不正に利用し、高額な自動車2台分の立替払いを実行させ、車を受けとりXの留保所有権を侵害しており、判決②と同様に不当利得返還請求訴訟の被告とすることができたといえよう。

ところで、判決②の名義人Dは、本件契約以前にもクレジットで購入した新幹線回数券やバッグ、家具等を換金する行為を複数回して負債を弁済するなど、会員契約違反行為を行っていた。また、本契約後3か月後に債務整理通知を発送し、翌月に破産手続開始の申し立てを行っている。つまり、名義人は、債務を返済できないこと、商品は真実の契約者に渡ること、クレジット会社に立替金の債権回収も、商品引き上げもできないという損害を与えるおそれがあることを十分に認識して違法に名義人になったといえないであろうか。そうであれば、名義人のクレジット会社に対する債務が悪意の不法行為に基づく債権（破産法253条1項2号）として、非免責になることも考えられる。

このように、加盟店以外にも関係者の責任追及が可能と考えられる判決であるが、不正販売を容易ならしめたのは、通常の取扱と異なる扱いにもかかわらず、加盟店契約上の基本的な義務に反して「見て見ぬふり」した販売店の責任が追及された判決といえよう。

[参考判例]

・真の契約当事者につき、仙台高判昭57・12・10金判676号22頁。